



これから新しい人材を採用される企業様へ

キャリアアップ助成金 (正社員化コース)のご案内

一人当たり **57万円**

今回は、**新しく人材を採用する時に利用できる助成金**のご案内です。
助成金の専門家である当事務所がトータルアドバイスいたします。

※ 生産性要件に該当する場合は72万円



キャリアアップ助成金 (正社員化コース) 概要

支給要件 ※下記以外にも多数の要件があります

契約社員・パート・アルバイトなど雇用期間の定めがある社員を、
正社員（もしくは無期雇用）に転換し、以下の条件を満たすこと。

- ① 転換後の賃金が**3%以上UP**していること
※賞与や一部手当はNG
- ② 転換についての制度を就業規則等で定めていること

支給額

※ < > は生産性要件にあてはまる場合
※ 上記支給要件に加えて、一定の条件を満たしている場合は**加算措置の対象**となります。
詳細は裏面をご参照下さい

①有期 → 正規 : 1人当たり	57万円 < 72万円 >
②無期 → 正規 : 1人当たり	28.5万円 < 36万円 >

※注意※

令和4年10月1日以降に正社員転換に適用する場合
正社員・非正規雇用労働者の定義が変更されます！

正社員定義の変更

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」のある正社員へ転換が必要となります。

現行	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者
改定後	同一の事業所内の正社員に適用される就業規則が適用されている労働者 ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限る

非正規雇用労働者定義の変更

「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」が適用されている非正規雇用労働者の正社員転換が必要となります。

現行	6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者
改定後	賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を 6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者 例) 契約社員と正社員とで異なる賃金規定（基本給や多寡や昇給幅の違い）などが適用 されるケース

キャリアアップ助成金(正社員化コース)とは・・・?

企業内でのキャリアアップを目的として、契約社員・パート・アルバイトの方を正社員化（もしくは直接雇用）することで受給できる助成金です。

Q&A

Q “有期契約労働者”ってどんな人？

A 契約社員やパート・アルバイトなど、雇用期間に定めがある雇用形態で働く方を指します。
ただし、正社員化コースの受給をする上では、働いた期間が3年以内というルールがあります。

Q 有期契約労働者なら、誰でもいいの？

A 働き始めてから6か月が経っているか、正社員になることを前提として働き始めているか、など非常に細かいルールが決められています。
申請段階が非常に重要ですので、ぜひご相談ください。

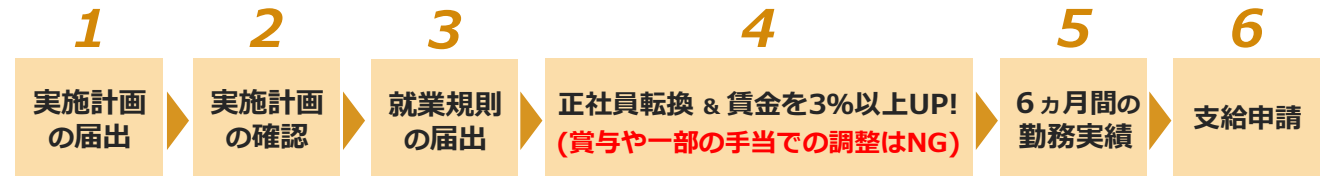
Q “正規雇用労働者に転換”って何をすればいいの？

A 対象の有期契約労働者（契約社員、パート・アルバイト）を、いわゆる正社員に転換（登用）してください。
また、就業規則にて、正社員としての働き方が明確になっている必要があります。

Q 支給額の“加算措置”って何？

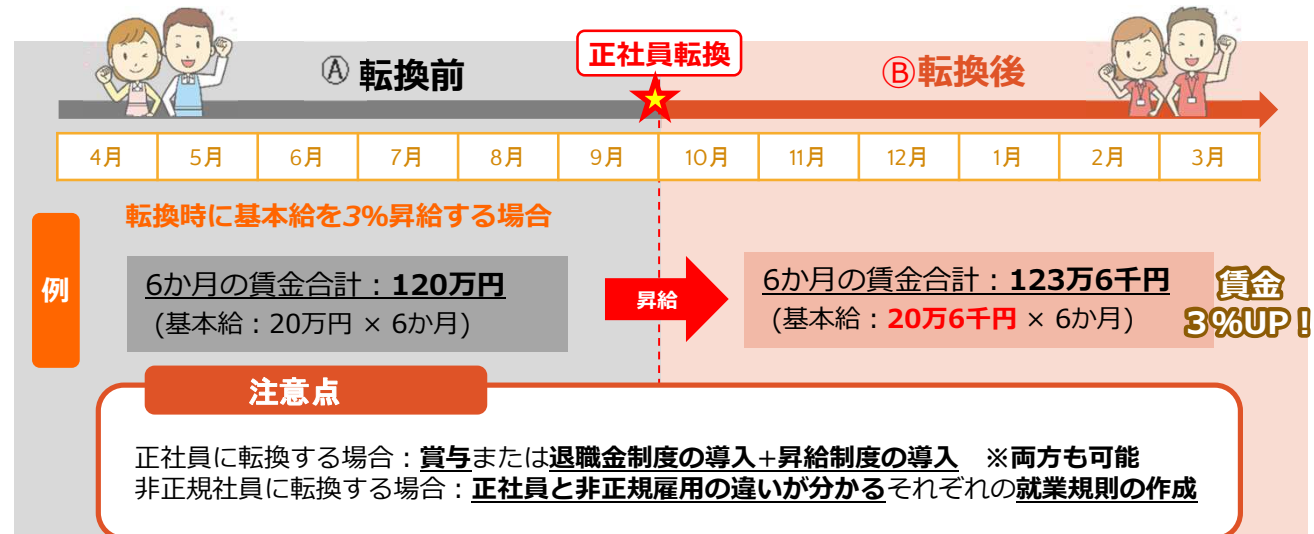
A 以下の場合に、支給額が加算される制度です。
①派遣労働者を正社員へ転換or直接雇用した場合
②対象者が母子家庭の母（もしくは父子家庭の父）の場合
③特定の訓練終了後に正社員へ転換or直接雇用した場合
④新たに「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を定め、対象者をいずれかの雇用区分に転換した場合

受給までの流れ



受給のポイント

1. ①正社員転換前6か月と②正社員転換後6か月で、転換後の賃金が**3%以上UP**している（※賞与や諸手当は含めない）
2. 下記定義に基づき、正社員への転換を行う（10月1日以降に正社員転換する場合）
<正社員の定義> 正社員に適用される就業規則がある+「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている
<非正規雇用の定義> 賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用されている有期または無期雇用労働者



助成金活用無料相談実施中

複雑な助成金制度を分かりやすくお伝えします。

さっぽろ助成金センター

運営：社会保険労務士法人ホームラン

TEL：011-211-5533

E-MAIL：sr-homerun.or.jp

札幌市中央区南4条西6丁目晴ばれビル9F